

三重県設計変更ガイドライン (案)

平成27年4月

三 重 県

目 次

第1章 目的

1-1 ガイドラインの目的と対象	1
1-1-1 発注者の留意事項	1
1-1-2 受注者の留意事項	2

第2章 設計変更

2-1 設計変更の基本事項	3
(1) 用語の定義	3
(2) 設計変更の対象となる場合	3
(3) 設計変更の対象とならない場合	5
2-2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き	5
2-2-1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合 (これらの優先順位が定められている場合を除く) (契約書第18条第1項第1号)	5
(1) 具体的な事例	5
(2) 設計変更を行うまでの手続き	5
2-2-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (契約書第18条第1項第2号)	6
(1) 具体的な事例	6
(2) 設計変更を行うまでの手続き	7
2-2-3 設計図書の表示が明確でない場合 (契約書第18条第1項第3号)	7
(1) 具体的な事例	7
(2) 設計変更を行うまでの手続き	7
2-2-4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 (契約書第18条第1項第4号)	7
(1) 具体的な事例	7
(2) 設計変更を行うまでの手続き	7
2-2-5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合 (契約書第18条第1項第5号)	7
(1) 具体的な事例	7
(2) 設計変更を行うまでの手続き	8
2-2-6 発注者が必要と認め、変更する場合 (契約書第19条)	8
(1) 具体的な事例	8
(2) 設計変更を行うまでの手続き	8
2-2-7 発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合 (契約書第18条第1項第1号～5号及び共通仕様書第1編第1章1-1-3)	8
(1) 具体的な事例	9
(2) 設計変更を行うまでの手続き	10

第3章 関連事項

指定と任意の正しい運用	10
-------------------	----

参考資料

建設工事請負契約書の条項（抜粋）	12
三重県公共工事共通仕様書（抜粋）	19

第1章 目的

1-1 ガイドラインの目的と対象

土木工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更しなくてはならなくなる場合がある。

改正公共工事品質確保法（平成26年6月4日公布・施行 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律）においては、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うことが発注者の責務として明示されたところである。

また、改正公共工事品質確保法に基づき策定された運用指針（平成27年1月30日）に変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続きの例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用するとされた。

このため本ガイドラインは、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）により契約した工事を対象に、設計変更を行う際に、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的とし、策定したものである。

なお、本ガイドラインについては、今後においても必要事項については訂正、追加していくものである。

1-1-1 発注者の留意事項

工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。

- 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。
- 受注者から設計図書についての確認を請求されたとき又は自らが契約書第18条第1項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。（契約書第18条第2項及び3項）
- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行うこと。

（契約書第1条第5項、三重県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。） 第1編第1章 1-1-2）

- 工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要がある場合は、発注者は、工事の中止内容を受注者に通知すること。(契約書第20条)
- 設計変更後の工期や契約金額は受注者と協議して定める。(契約書第23条、24条)

1-1-2 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。

- 工事の施工前および施工途中において設計図書の照査を行い、設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、直ちに監督員に書面により通知して、確認を求めなければならない。(契約書第18条第1項、第1条第5項、共通仕様書第1編第1章 1-1-3)
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による通知、指示に従い施工する。(独自の判断で施工しない)

但し、契約書第26条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない。(契約書第18条、26条、共通仕様書第1編第1章 1-1-3)

第2章 設計変更

2-1 設計変更の基本事項

(1) 用語の定義

● 設計変更

当初の契約における設計図書を、発注者が、指示等をした内容及び設計図書の変更の対象となることを認めた内容に基づき、発注者が変更することをいう。(契約書第18条、19条等)

● 変更契約

設計変更等に伴う工期の変更又は請負代金額の変更の決定に基づき契約の変更を行うことをいう。(契約書第23条、24条等)

(2) 設計変更の対象となる場合

契約書では、設計変更を行う場合について表1のように規定している。このような場合においては、所定の手続きを踏むことにより、必要と認められれば設計変更の対象となる。

表1 主な設計変更とその根拠条文

主な設計変更	根拠	具体的な事例と手続き
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）	契約書第18条第1項第1号	2-2-1
2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	契約書第18条第1項第2号	2-2-2
3 設計図書の表示が明確でない場合	契約書第18条第1項第3号	2-2-3
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	契約書第18条第1項第4号	2-2-4
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた場合	契約書第18条第1項第5号	2-2-5
6 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更する場合	契約書第19条	2-2-6
7 工事用地等の確保ができない等のため又は自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときで、発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合	契約書第20条第1項	—
8 発注者が必要と認め、工事の内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合	契約書第20条第2項	—
9 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合	契約書第18条 共通仕様書 第1編第1章 1-1-3	2-2-7

上記以外にも契約書では、特許権の使用（契約書第8条）、支給材料及び貸与品（契約書第15条）、設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（契約書第17条）、受注者の請求による工期延期（契約書第21条）、発注者の請求による工期短縮（契約書第22条）などにおいて設計変更する必要があることを規定している。

(3) 設計変更の対象とならない場合

以下のような場合は、原則として設計変更の対象とならない。

(ただし、契約書第26条(臨機の措置)での対応の場合はこのかぎりではない)

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答前に施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合
- 契約書・共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合(契約書第18条～22条、共通仕様書 第1編第1章 1-1-16～1-1-18)
- 口頭の指示・協議等、書面によらない場合

2-2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示す。

2-2-1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合 (これらの優先順位が定められている場合を除く)

(契約書第18条第1項第1号)

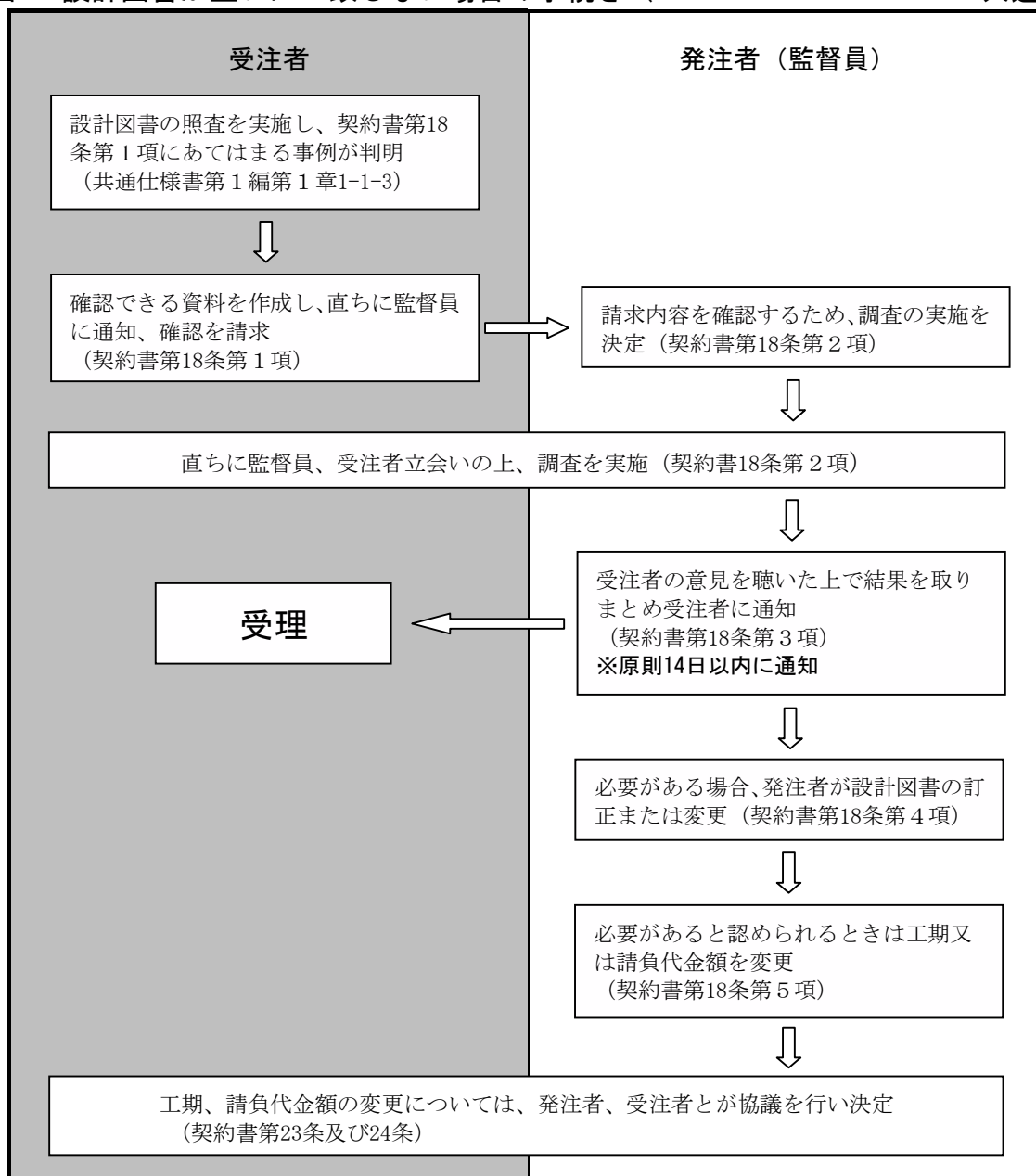
(1) 具体的な事例

- 図面と仕様書又は工事数量総括表でH鋼の規格が一致しない
- 図面と仕様書又は工事数量総括表で管の口径が一致しない
- 図面と仕様書又は工事数量総括表の数量(管布設延長、舗装面積、材料、仕様等)が一致しない

(2) 設計変更を行うまでの手続き

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者(監督員)と受注者が行う手続きを、図1に示す。

図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き（2-2-1～2-2-5共通）



2-2-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第1項第2号）

(1) 具体的な事例

- 同一部分の舗装構成等の記載が図面によって異なっている
- 条件明示をする必要があるにも関わらず、土質に関する条件明示がない
- 条件明示をする必要があるにも関わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない
- 条件明示をする必要があるにも関わらず、使用する部材の品質等が明示されていない

(2) 設計変更を行うまでの手続き

2-2-1 (2) 図1と同様。

2-2-3 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第1項第3号）

(1) 具体的な事例

- 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確
- 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない

(2) 設計変更を行うまでの手続き

2-2-1 (2) 図1と同様。

2-2-4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第18条第1項第4号）

(1) 具体的な事例

- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない
- 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない
- 設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた
- 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない

(2) 設計変更を行うまでの手続き

2-2-1 (2) 図1と同様。

2-2-5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第18条第1項第5号）

(1) 具体的な事例

- 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった
- 予見できなかった地中障害物が発見され、調査が必要となった
- 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった

(2) 設計変更を行うまでの手続き

2-2-1 (2) 図1と同様。

2-2-6 発注者が必要と認め、変更する場合（契約書第19条）

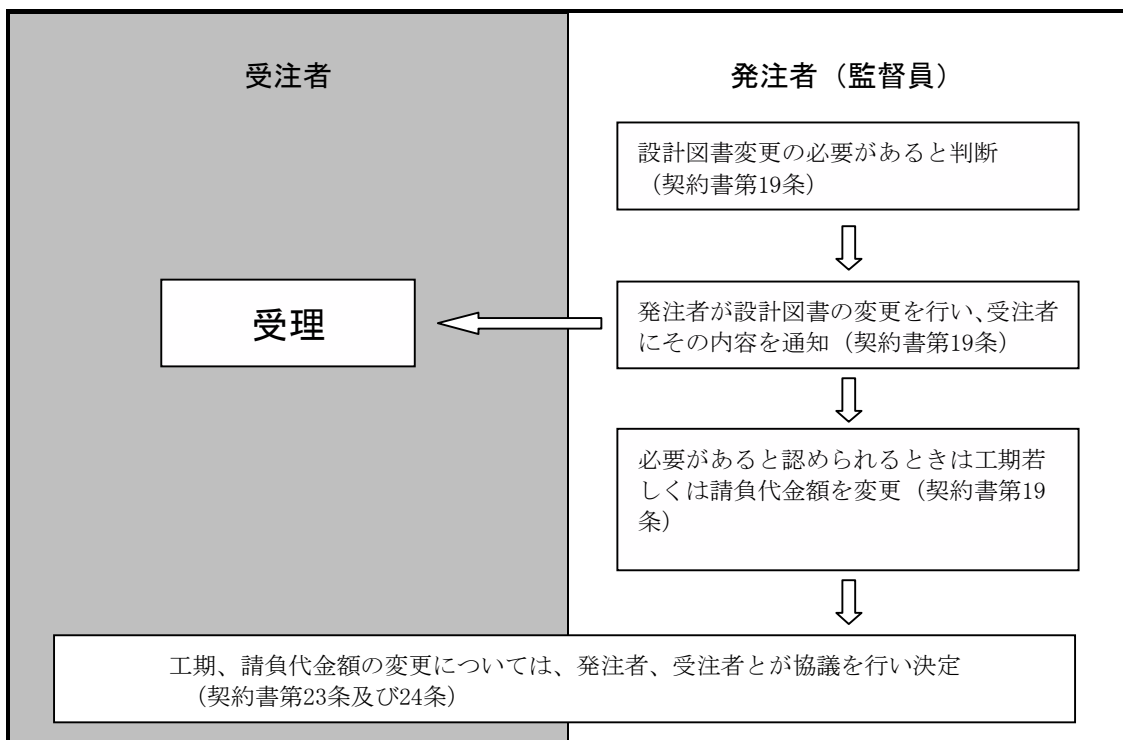
(1) 具体的な事例

□ 警察、河川・鉄道等施設の管理者、電気・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容を変更する

□ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き（2-2-6）



2-2-7 発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合

（契約書第18条第1項第1号～5号及び共通仕様書第1編第1章1-1-3）

※ なお、共通仕様書第1編第1章1-1-3第2項における「更に詳細な説明または書面の追加」とは現地の事実が確認できない場合に限り要求できるものとする。

ただし、現地事実の確認の範囲は、新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。

受注者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討は発注者の責務において実施するものとする。

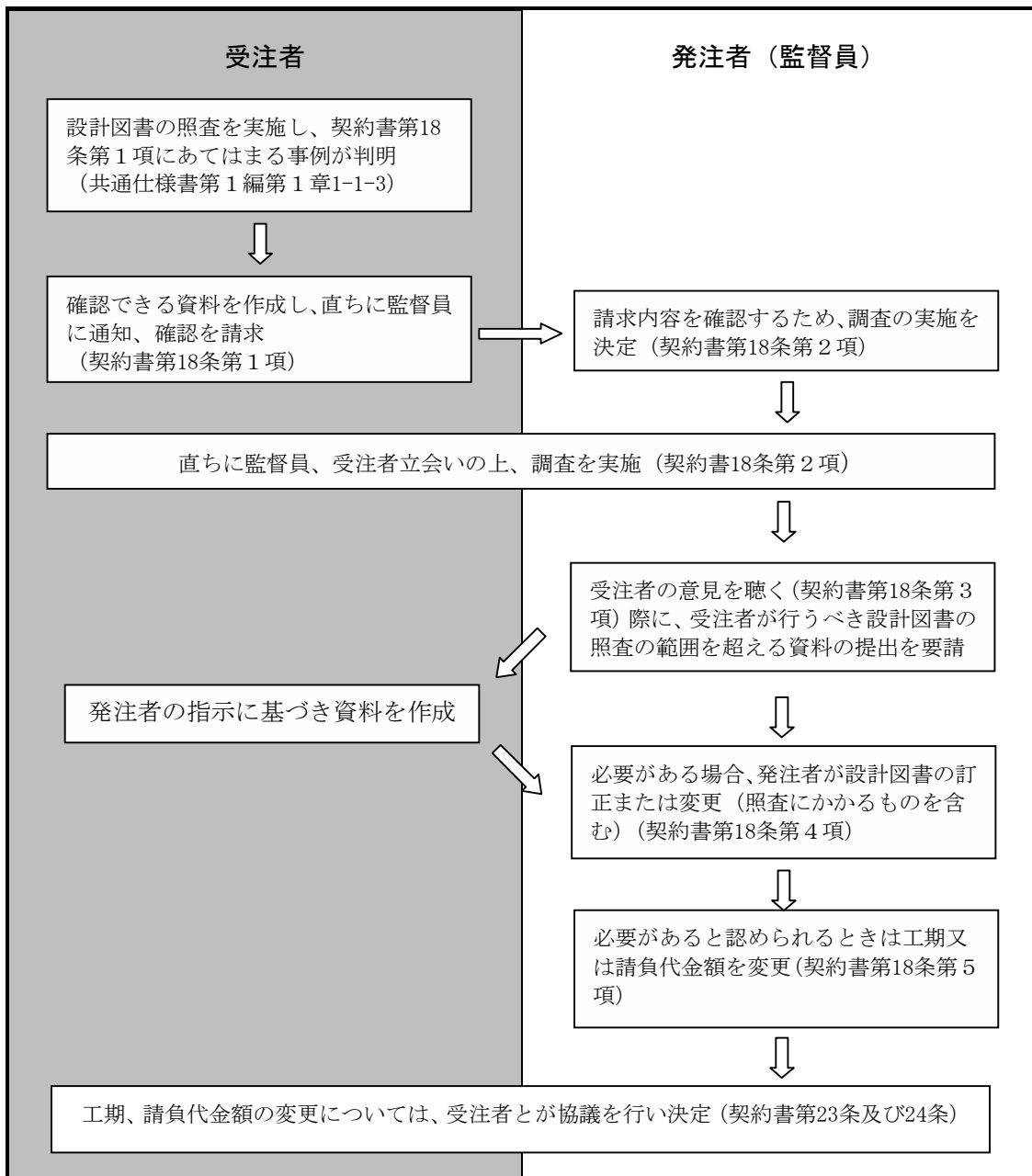
(1) 具体的な事例

- 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- 施工の段階で判明し推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、横断図の再作成を含めない当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造物の再計算が必要となるもの。
- 現地測量の結果、構造物タイプが変更となるもの。(標準設計での修正が必要となるものを含む。)
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- 設計根拠まで遡る設計図書の見直し、必要とする工費の算出。
- 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、共通仕様書第1編第7節3-7-15 路面切削工、3-7-17 オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる）

※ 適正な設計図書に基づく出来形数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとなります。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図3 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き (2-2-7)



第3章 関連事項

指定と任意の正しい運用

指定と任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

発注にあたっては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

- 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。

- 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。
- ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。

表2 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	仮設、施工方法等について具体的に指定するもの (契約条件として位置付け)	仮設、施工方法等について指定しないもの (契約条件ではないが、参考図として明示し、積算に使用した標準的工法等を示すこともある)
仮設、施工方法等の変更	発注者の 指示等 が 必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法等に変更がある場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象とならない
設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる

<任意における対応の不適切な事例>

- 工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- 積算基準ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

第1号様式の2 [金銭的保証用]

建設工事請負契約書の条項（抜粋）

（平成26年4月1日版）

（総則）

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったも

のとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書で定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最少限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したと

きは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により、設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、工事内容を変更し、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなけ

ればならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと思えられる部分については、発注者が負担する。

三重県公共工事共通仕様書（抜粋）

（平成24年7月版）

第1編 共通編 第1章 総則

1-1-2 用語の定義

1. 監督員

公共工事においては、本仕様書で規定されている監督員とは、契約書第9条第1項に基づき発注者が選任しその職及び氏名を受注者に通知した総括監督員、主任監督員及び専任監督員とともに、必要に応じて発注者が配置する補助監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び専任監督員が対応する。

2. 支援技術者

支援技術者とは、監督業務を支援するものであり、契約書第9条に規定する監督員でなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。

3. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

4. 設計図書

設計図書とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

5. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

6. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

また、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

なお、特記仕様書は共通仕様書より優先するものとする。

7. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面および受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

8. 工事数量総括表

工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

9. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

10. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

11. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

12. 見積参考資料

設計図書の外に交付する「見積参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。

13. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。

14. 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

15. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

16. 受理

受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

17. 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

18. 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

19. 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

20. 通知

通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

21. 連絡

連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

22. 納品

納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

23. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

24. 情報共有システム

情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

25. 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用い

て作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

26. 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

27. 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

28. 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

29. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。

30. 工事管理台帳

工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。

31. 工事完成図書

工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

32. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

33. 工事関係書類

工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。

34. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

35. 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

36. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階、監督員の指示した施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

37. 完成検査

完成検査とは、検査員が契約書第31条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

38. 出来高検査

出来高検査とは、契約書第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

39. 中間検査

中間検査とは、検査員が三重県建設工事検査規則第25条に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

40. 検査員

検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事の検査を行うために発注者が定めた者をいう。

41. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

42. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

43. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

44. 工事着手日

工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。

45. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

46. 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

47. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。

48. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。

49. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

50. JIS規格

JIS規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系（SI）移行（以下「新JIS」という）に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。

51. JAS規格

JAS規格とは、日本農林規格をいう。

52. SI

SIとは、国際単位系をいう。

53. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、**監督員**が必要と認めた場合、受注者に**図面**の原図を貸与することができる。ただし、**共通仕様書**等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、**監督員**にその事実が**確認**できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。

なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、**監督員**から更に詳細な説明または**書面**の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を**監督員**の**承諾**なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-16 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-51 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 契約書第16条に規定する工事用地が確保されない場合

(2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合

(3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

(4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

(5) 第三者、受注者、使用人及び**監督員**の安全のため必要があると認める場合

(6) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が**契約図書**に違反しまたは**監督員**の**指示**に従わない場合等、**監督員**が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項および2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を**監督員**を通じて発注者に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-17 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-18 工期変更

1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく**工期**の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを**監督員**と受注者との間で**確認**する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、**監督員**はその結果を受注者に**通知**するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、

必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第21条に基づき**工期**の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第22条第1項に基づき**工期**の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。